

和歌山県子供の貧困対策推進計画の概要

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成26年1月17日施行)

8条 政府は、子どもの貧困を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱を定めなければならない。(大綱:平成26年8月29日閣議決定)

9条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

1章 計画の基本姿勢

1 計画の趣旨

子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子供が健やかに育成される環境の整備と教育の機会均等を図るため取り組むべき施策の基本的な方向を示す

2 計画の位置づけ

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第1項に基づく県計画

3 計画の基本方針

貧困の世代間連鎖を断ち切り、県の将来を支える積極的な人材育成策として取り組むことにより、県民一人一人が輝きを持って生きていける社会の実現を目指す

4 計画期間

平成29年度から平成33年度までの5年間

2章 和歌山県の現状と課題

「子供の貧困対策に関する大綱」で支援の緊急度が高いとされた、生活保護世帯の子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設に入所している子供等を中心に本県の現状を把握し課題を整理

1 子供の貧困率と和歌山の現状

● 子供の貧困率(H24全国値)16.3% > 上昇傾向

● 和歌山県の現状

>子供数 約15万人 子供のいる世帯数 約8万世帯 (H27)

>大学等進学率47.6%、高等学校等卒業後就職率21.3% (H26年度卒業)

2 生活保護世帯の子供

>約1,200人 (H27)

>大学・短期大学進学率15.1%、高等学校等卒業後就職率66.0% (H26年度卒業)

3 社会的養護を受けている子供

>約450人 (H27)

>大学等進学率5.3%、高等学校等卒業後就職率63.2%(児童養護施設の子供 H26年度卒業)

4 ひとり親家庭の子供

>児童扶養手当受給者数約1.1万人 (H27)

>大学・短期大学進学率23.9%、高等学校等卒業後就職率33.0% (H23全国値)

3章 施策の基本的方向と指標

「子供の貧困対策に関する大綱」に示される以下4分類の施策体系化により、子供に視点を置いた切れ目のない施策実施を図り、子供の貧困対策を総合的に推進する

1 施策の基本的方向

(1) 教育の支援

学校をプラットフォームとし、子供の能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢に挑戦できる人材の育成に取り組む

(2) 生活の支援

貧困等による社会的な孤立から必要な支援が受けられず、一層困難な状況に陥ってしまうことのないよう、相談事業の充実等により社会との交流の機会を提供するなど、生活の支援に取り組む

(3) 保護者の就労支援

収入面による生活の安定だけでなく、家族がゆとりを持って子供と接する時間を確保するほか、保護者の働く姿を見ることによる教育的意義もあることから、保護者の就労支援に取り組む

(4) 経済的支援

生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与等を組み合わせ、生活の下支えを行う

2 子供の貧困に関する指標 > 20指標を設定

大学進学率・高校卒業後の就職率(生活保護世帯・児童養護施設の子供・ひとり親家庭)、子供食堂運営支援数、子供の居場所数他

4章 具体的施策

大綱第4「指標の改善に向けた当面の重点施策」に照らし合わせて、本県の具体的施策を位置づける

1 教育の支援

> 不登校等総合対策事業、子どもの居場所づくり推進事業、和歌山県大学生等進学給付金等

2 生活の支援

> 生活困窮者に対する自立支援相談事業、児童養護施設等の退所児童等のアフターケア推進、和歌山こども食堂支援等

3 保護者の就労支援

> わかやまひとり親家庭アシスト、若者自立支援事業等

4 経済的支援

> 児童扶養手当、生活保護制度等

5章 独自施策

県計画の策定にあたり、貧困の連鎖を断ち切る上での独自施策について記載

1 和歌山県大学生等進学給付金

2 子どもの居場所づくり

3 和歌山こども食堂支援

6章 計画の推進と今後の取組

計画の進行管理

> 毎年事業実施状況を確認し、指標を県HPで公表

今後の取組

> 子供の生活習慣や詳細の実態把握について先進事例を踏まえて調査分析を行い計画を見直す